

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（労働金庫の付随業務） 第四十二条 「略」 〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第五十八条第二項第十六号の二及び第十七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</p> <p>一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）</p> <p>二 暗号資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第四十五条第五項第四号において同じ。）に係</p>	<p>（労働金庫の付随業務） 第四十二条 「同上」 〔2〕4 同上〕</p> <p>5 法第五十八条第二項第十六号の二及び第十七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

る取引

〔6〕11 略〕

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 法第五十八条の三第二項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

〔一〕三の四 略〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。第十四号並びに第五十一条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。))の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第五十一条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。))に基づいて財産の運用を行うものを除く。))を行う業務

〔五〕十三 略〕

〔6〕11 同上〕

(金庫の子会社の範囲等)

第四十五条 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

5 〔同上〕

〔一〕三の四 同上〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

〔五〕十三 同上〕

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第九十四条の二及び第九十四条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十四の二～三十九 略〕  
〔6～15 略〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条 金庫は、認可対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔一～六 略〕

2 〔略〕

3 前二項の規定は、法第五十八条の三第四項ただし書（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可（労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とする

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

〔十四の二～三十九 同上〕

〔6～15 同上〕

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条 金庫は、認可対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔一～六 同上〕

2 〔同上〕

3 前二項の規定は、法第五十八条の三第四項ただし書（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

ことについての認可を除く。)について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十八条の三第五項において準用する同条第三項及び法第五十八条の五第四項において準用する同条第三項の規定による認可(業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。)について準用する。

5 [略]

(業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第四十七条の二 [略]

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一〕三 略〕

四 当該申請の時に申請労働金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

4 第一項の規定は、法第五十八条の三第五項又は法第五十八条の五

第四項の規定による認可(労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。)について準用する。

5 [同上]

(業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第四十七条の二 [同上]

2 [同上]

〔一〕三 同上〕

四 当該申請の時に申請労働金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

〔五・六 略〕

七 申請労働金庫連合会の業務の状況に照らし、申請労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請労働金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

〔八・九 略〕

3 〔略〕

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十八条の五第四項において準用する同条第三項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとする）についての認可に限る。）及び同条第六項の規定による認可について準用する。

5 〔略〕

（専門子会社の業務）

第五十一条 〔略〕

2 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第

〔五・六 同上〕

七 申請労働金庫連合会の業務の状況に照らし、申請労働金庫連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請労働金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

〔八・九 同上〕

3 〔同上〕

4 第一項の規定は、法第五十八条の五第六項の規定による認可について準用する。

5 〔同上〕

（専門子会社の業務）

第五十一条 〔同上〕

2 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二十一条に

二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第五十八条の五第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

（事業の譲受けの認可の申請等）

規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

（事業の譲受けの認可の申請等）

第六十三条 金庫は、法第六十二条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔一〇六 略〕

六の二 当該事業の譲受けにより金庫又はその子会社が業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

〔七・八 略〕

〔2・3 略〕

(合併の認可の申請等)

第六十九条 金庫は、法第六十四条第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

〔一〇九 略〕

九の二 吸収合併存続金庫若しくは新設合併設立金庫又はその子会社が、当該合併により業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

〔一〇十二 略〕

第六十三条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

六の二 当該事業の譲受けにより業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

〔七・八 同上〕

〔2・3 同上〕

(合併の認可の申請等)

第六十九条 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

九の二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

〔一〇十二 同上〕

〔2・3 略〕

(届出事項)

第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇十 略〕

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社(業務高度化等会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社)とした場合(法第九十一条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合を除く。)

〔十二・十三 略〕

十三の二 労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三の三 労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(前二号の場合を除く。)

〔十四〇二十二 略〕

〔2・3 同上〕

(届出事項)

第八十三条 〔同上〕

〔一〇十 同上〕

十一 金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第四十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第九十一条第一項第二号の規定により子会社とすることに ついて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。)を子会社とした場合

〔十二・十三 同上〕

十三の二 法第五十八条の五第三項の認可を受けた労働金庫連合会が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三の三 法第五十八条の五第三項の認可を受けた労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(前二号の場合を除く。)

〔十四〇二十二 同上〕



二十三 金庫、その子会社又は業務の委託先（第七項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

〔二十四・二十五 略〕

〔2～8 略〕

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第九十四条の二 金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

（暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等）

第九十四条の三 金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

二十三 金庫、その子会社又は業務の委託先（第六項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

〔二十四・二十五 同上〕

〔2～8 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

<p>第百十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（(13)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）</p> <p>〔(1)～(14) 略〕</p> <p>(15) 信託勘定有価証券残高（(16)に掲げる事項を除く。）</p> <p>(16) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高</p> <p>(17) 「略」</p> <p>ハ 「略」</p> <p>〔四～七 略〕</p> <p>2 「略」</p>	<p>第百十四条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（(13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）</p> <p>〔(1)～(14) 同上〕</p> <p>(15) 信託勘定有価証券残高 「加える。」</p> <p>(16) 「同上」</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>〔四～七 同上〕</p> <p>2 「同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。